

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 28 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{児童相談所設置市} \end{array} \right)$ 児童福祉主管課御中

こども家庭庁支援局虐待防止対策課
児童相談第一係

災害により被災したこども等に対する児童相談所における支援の実施について

平素より児童福祉行政にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和 8 年 7 月 28 日に発生した令和 8 年熊本地震により、避難所等での生活を余儀なくされている被災者の方々については、急激な生活環境の変化や今後の見通しへの不安から、心身の健康への影響が生ずることが想定されます。

特に、こどもやその家族（以下「こども等」という。）に対しては、きめ細やかな支援を行う必要があることから、児童相談所においては、避難所等を巡回する保健師等と連携し、被災地域において支援を必要としているこども等の把握に努め、保健所や医療機関等の関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、避難所等に児童相談所の相談活動内容等を記載したポスターやチラシを配付するなど、被災地域におけるこども等への相談支援を積極的に行っていただくようお願いいたします。

なお、災害時における児童相談所の支援活動内容等については、別添「災害時における児童相談所の活動ガイドライン」（平成 25 年 4 月 18 日付け雇児総発 0418 第 1 号）を参照願います。

（担当者）

こども家庭庁支援局虐待防止対策課

児童相談第一係

TEL:03-6859-0107

E-mail:gyakutaiboushi.soudan1@cfa.go.jp